

奈良県告示第四百五十二号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定により中吉野広域消防組合から受託した公平委員会の事務の委託を廃止するため、次のとおり規約を定める。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

中吉野広域消防組合と奈良県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を廃止する規約

中吉野広域消防組合と奈良県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約（昭和六十三年八月奈良県告示第三百二十四号）は、平成二十六年三月三十一日をもって廃止する。